

表-17 管理年次の区分によるクマの捕獲数内訳

個体群		越後三国					関東山地				不明	合計
管理年次	内訳	渋川	吾妻	利根沼田	桐生	計	西部	藤岡	富岡	計		
24	有害	5	35	29	10	79	8	2	1	11	0	90
	狩猟	0	6	23	3	32	2	7	7	16	0	48
	計	5	41	52	13	111	10	9	8	27	0	138
25	有害	12	119	77	6	214	21	8	6	35	0	249
	狩猟	0	5	14	4	23	3	12	4	19	2	44
	計	12	124	91	10	237	24	20	10	54	2	293
26	有害	1	37	28	11	77	6	0	2	8	0	85
	狩猟	1	4	27	1	33	1	9	3	13	1	47
	計	2	41	55	12	110	7	9	5	21	1	132
27	有害	6	137	107	15	265	16	1	5	22	0	287
	狩猟	2	8	10	3	23	1	4	2	7	1	31
	計	8	145	117	18	288	17	5	7	29	1	318
H24-H27 (4年間) の合計	有害	24	328	241	42	635	51	11	14	76	0	711
	狩猟	3	23	74	11	111	7	32	16	55	4	170
	計	27	351	315	53	746	58	43	30	131	4	881
年平均捕獲頭数(H24-H27の4年間)						187					33	220

※管理年次は11月から翌年10月までの1年間

## 6 管理の基本方針

県では平成26年度から「群馬県鳥獣被害対策本部」を設置し、鳥獣被害対策の情報共有、対策方針の決定及び部局を横断した被害対策を強化してきた。その基本方針において、野生鳥獣との共存に向け鳥獣被害対策に係る基本的な考え方は以下のとおりである。

本計画においても、この基本的な考え方を踏まえた上で、計画期間におけるクマ被害の低減を図る管理を進める。

### (1) 群馬県鳥獣被害対策基本方針

#### 基本的な考え方

本県の豊かな自然、農林業、地域の暮らしを野生鳥獣被害から守るため、「守る」「捕る」「知る」の各対策を、地域、市町村、県等の協働により総合的、計画的に実施する。

短期的には、緊急的課題である「捕る」対策を強化するとともに、「守る」対策を一体的に推進することとする。

実施に当たっては、計画の策定、施策の実施、施策の評価、計画の見直しの各ステップでの課題を確認しながら順応的に推進していく。

長期的には、野生鳥獣との共存に向け、生息地域での環境整備に取り組み、野生鳥獣との棲み分けにより、野生鳥獣被害からの脱却を図ることとする。

#### 【短期目標】

野生鳥獣を出没させない・定着させない

「鳥獣害に強い集落づくり」の実施  
農林業における被害軽減のための捕獲強化  
「守る」「捕る」「知る」対策を、地域の実情に応じ総合的、計画的に実施

#### 【長期目標】

野生鳥獣と「棲み分け」へ

森林整備などの生息環境整備を長期的に実施  
野生鳥獣の適正な生息密度の実現

#### 【将来像】

野生鳥獣との共存（野生鳥獣被害からの脱却）

※県鳥獣被害対策基本方針から「基本的な考え方」を抜粋

## (2) 計画の基本方針

### ア 計画の基本方針

「被害防除」、「生息環境管理」及び「個体群管理」を柱とした複合的・総合的な取組の推進によって、目標達成を目指す。クマが他の大型獣類よりも生息密度が低く、繁殖率が低いことを考慮し、防除対策や生息環境管理を推進していくとともに、捕獲については適正管理のための基準を設定することで生息数の管理を行い、クマの科学的・計画的な管理を行っていく。これにより、地域個体群の安定的な維持を図るとともに、クマと人間との軋轢の軽減を図る。

### イ 順応的管理

計画推進にあたっては、捕獲数や被害分布・被害推移、捕獲個体の分析調査など、各種モニタリング調査に基づいて定期的に現状を把握し、その結果と各種対策の効果・結果をフィードバックすることで順応的管理を行う。

※ 順応的管理とは、自然の不確実性を踏まえ、知識や情報が十分でなくても目標設定、計画策定を行い、対策を実行し、その結果をモニタリング調査で把握した事実によって評価し、再度目標設定・計画策定を行う…という作業を繰り返すことで、より的確な対応へと発展させていく管理手法。

## 7 管理の目標

管理の基本方針に基づく管理を推進するため、次のとおり目標を定める。

### (1) 被害防除

#### ア 農林業被害の軽減

農林業被害額の目標値を次のとおり設定する。

農業被害額：計画後期3カ年(平成31～33年度)の年平均被害額 9,000千円

林業被害額：計画後期3カ年(平成31～33年度)の年平均被害額 78,000千円

#### イ 人身被害の発生防止

里山における出没防止対策の実施やクマに関する知識の普及啓発によって、クマによる人身被害の発生を防止する。

### (2) 生息環境管理

クマの生息地である山間地域においては、クマにとって住みやすい環境を保全し、また、集落への出没抑制を図る。

### (3) 個体群管理

地域個体群の状況について、生息分布・生息密度、出没、堅果類の豊凶調査、捕獲個体の分析などクマの生息や動向に係るモニタリングを行い、地域個体群の安定的な維持の確保に努める。

## 8 目標達成のための施策

### (1) 地域計画の策定

クマによる被害が特に問題となっており、生息環境管理や被害防除対策とあわせて捕獲を行うなど総合的な被害対策を実施する市町村は、本計画の管理目標を踏まえた地域計画を作成することができる。地域計画の作成にあたっては、地域の合意を得た上で作成し、群馬県第二種特定鳥獣適正管理検討委員会において検討し、承認を得るものとする。計画推進にあたっては、生息状況や被害状況、被害防除対策の実施状況などの情報を把握し、モニタリングや効果検証を行いながら、順応的管理を進めることとする。地域計画の策定は、別に定める地域計画の策定指針に基づいて行う。

### (2) 被害防除対策

#### ア 被害防除対策の強化

##### (ア) 防護柵の設置

各種補助事業等の活用により、農地への侵入を防ぐため、総合的な鳥獣被害対策として防護柵（防止柵・電気柵）の設置を推進していく。電気柵については、その効果を高めるため、管理の状況の把握及び適切な維持管理について、普及啓発に努める。

##### (イ) 防除資材の設置

各種補助事業の活用により林業被害を防ぐため、剥皮被害に有効な防除資材について設置を進めるとともに、剥皮被害が激害化し成林が見込めない人工林については、樹種転換を検討する。

#### イ 鳥獣害に強い集落づくり

防除対策の効果をより高めるためには、地域全体で防除対策を推進することが必要である。被害発生地域において地域住民の主体的な取組を推進するため、県・市町村、関係団体等が支援を行う。また、野生鳥獣を集落に出没させないように、集落環境調査で現状を把握するとともに、収穫残渣・放任果樹等の適正処理や柵設置などを組み合わせ、地域に応じて効果的な対策を普及する。

#### ウ 人身被害対策

##### (ア) クマに関する正しい知識の普及啓発

登山者や住民に対して、クマに関する正しい知識の普及を図り、クマに出遭わないため及び出遭ってしまった場合の心構えについて、周知を行う。

##### (イ) 出没情報等の分析収集・周知

クマの出没・目撃情報について収集するとともに、ホームページ、看板設置、メール配信等の手段により周知を図る。毎年、堅果類の豊凶調査を実施することにより、クマの出没予測を行い、その情報を提供する。また、万一、人身被害が発生した場合にあっては、発生状況等の把握を行い、速やかに関係機関と連携して対応するとともに、今後の被害防止につなげる。人身被害については、別に定める予防指針により取組を進めることとする。

### (3) 生息環境管理

#### ア クマの生息地における対策

クマの生息地である山間地域においては、クマにとって住みやすい環境を保全する必要がある。国有林における緑の回廊等の取組と、県における森林・林業基本計画等の各種施策との連携を図りながら、これまでの間伐等の推進に加え、針広混交林化や広葉樹林化などの多様な森林づくりをすすめる。また、ナラ枯れはクマの餌資源となるミズナラ等の堅果類樹木を枯死させることから、ナラ枯れ発生には迅速な対応を行う。

#### イ 里山地域における対策

クマに限らず野生動物の集落への出没抑制を目的として、農地と森林の境を中心に緩衝帯の整備を実施する。また、ぐんま緑の県民税市町村提案型事業を活用して、地域の実情に応じたきめ細やかな取組を実施する。これらの取組によって、クマを出没・定着させない環境を整備し、クマと人との棲み分けを図る。

#### ウ クマが出没しにくい環境づくり

クマを誘引する要因となる収穫残渣や放任果樹等の除去や藪の刈り払いなどによって、クマが出没しにくい環境を整備していく。

### (4) 個体群管理

#### ア 地域個体群の持続に考慮した個体数の適正管理に係る捕獲数に関する基準に基づく捕獲数管理

クマは他の大型獣類と比べ生息密度が低く、繁殖率も低いことから、地域個体群を将来にわたって安定的に維持するため、地域個体群の持続に考慮した個体数の適正管理に係る捕獲数に関する基準（以下、「適正管理基準」という。）を設定し、適切な個体数管理を行う。

##### (ア) 管理年次

捕獲数の管理は、11月1日から翌年10月31日までの1年間を管理年次とする。また、当該期間における狩猟、有害捕獲、個体数調整などを合計した捕獲（捕殺）数を年間総捕獲数とする。

##### (イ) 適正管理基準

管理年次における適正管理基準は、次の事項を勘案の上、評価機関である群馬県第二種特定鳥獣適正管理検討委員会で検討する。

- ・「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン」（環境省）におけるⅡ種別編、クマ類における「参考：保護管理ユニット・監視区域」による個体数水準に基づく上限数
- ・生息数の推定に用いた推定指標
- ・前管理年次における総捕獲数
- ・地域個体群ごとの捕獲状況
- ・有害捕獲の実施状況（捕獲時期、捕獲場所、被害の発生状況等）

なお、環境省のガイドラインを本県における地域個体群に適用すると以下のとお